

# インバランス料金制度の詳細設計等について

第8回 制度設計・監視専門会合  
事務局提出資料

2025年4月25日（金）



電力・ガス取引監視等委員会  
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

# 本日の議論

- 前回会合では、第6回会合でまとめた論点のうち、残りの論点（C値・D値の見直し、累積価格閾値制度、時間前市場のエリア別情報公表）について、整理を行った。また、小売事業者（DR事業者）にプレゼンをいただき、現場目線での見解をいただいた。
- 今回は、累積価格閾値制度の見直しに伴い想定される事象の検討を行い、この内容も踏まえた上での最終的な整理案（中間取りまとめの改定案）について、御議論いただきたい。

## インバランス料金制度の暫定措置解除に係るこれまでの議論

開催日	議論内容
2024年9月30日 (第1回会合)	① 各エリアにおけるインバランス料金動向（2024年7月、8月） ② 小売電気事業者の電力調達状況（スポット・時間前市場、相対取引、ベースロード市場、常時バックアップの取引状況） ③ 補正インバランス料金のC値及びD値に関する検討について（これまでの経緯、今後の検討の視点）
2024年10月15日 (第2回会合)	一般送配電事業者、発電事業者、小売電気事業者、DR事業者からプレゼン
2024年11月15日 (第3回会合)	① 補正料金算定インデックスについて（追加供給力対策のインバランス料金への反映方法） ② 長期間上限価格が継続した場合の措置について（累積価格閾値制度） ③ C値・D値について（インバランス料金と時間前市場との比較分析、BGのインバランスの発生状況の分析、C値・D値の見直しの検討、C値の引き上げによる不適切な行動に対する対応の検討）
2024年12月26日 (第4回会合)	① BGの行動に関する分析（BGのインバランスの発生状況の分析、時間前市場の入札状況の分析） ② 補正料金算定インデックスの見直しの検討（追加供給力対策のインバランス料金への反映方法） ③ インバランス料金の分析（C値・D値の設定パターンごとのインバランス料金の試算） ④ 長期間上限価格が継続した場合の措置の検討（累積価格閾値制度の具体案） ⑤ 2025年度の方針
2025年1月30日 (第5回会合)	① BGへのヒアリング結果等（ヒアリング結果、事務局の所見） ② C値・D値について（C値・D値の設定の具体案） ③ 長期間上限価格が継続した場合の措置について（累積価格閾値制度） ④ インバランス料金等の情報公表の拡充について
2025年2月28日 (第6回会合)	① 需給ひっ迫時の保守的な発電計画の作成等について ② インバランス料金制度と容量市場との関係
2025年3月31日 (第7回会合)	① C値・D値、累積価格閾値制度について ② 時間前市場のエリア別情報公表 ③ 小売電気事業者（DR事業者）からプレゼン

# (参考) 前回会合のまとめ

- 今回、C値・D値の設定と累積価格閾値制度の見直し案、時間前市場のエリア別の情報公表について検討を行った。
- 次回会合では、今回の議論を踏まえた最終的な整理案（中間取りまとめの改定案）を提示することとしたい。

## 今回の事務局提案

- **C値については、2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- **D値については、2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）**
- 累積価格閾値制度
  - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
  - ・ 閾値設定：スポット市場価格（**エリアプライス**）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。  
ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金とする。**
  - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
  - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円**以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。
- **時間前市場の情報公表の拡充**については、今後、**エリアを分割した情報公表を行う方向**で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である**2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていく。**

1. **累積価格閾値制度について**
2. 中間取りまとめの改定案について

# 累積価格閾値制度について

## 前回会合での整理を踏まえた追加検討

- 前回会合において、2026年4月から実施するインバランス料金制度の見直しに関し、累積価格閾値制度については、第4回会合で示した事務局案のうち、新電力の経営への影響やセーフティーネットの強度を高める観点等を踏まえ、
  - ① 制度発動時の補正インバランス料金の上限価格の引き下げ額を電力使用制限令の措置を参考に、**200円/kWhから100円/kWh**に変更。
  - ② 閾値設定の指標を、**システムプライスからエリアプライス**に変更。について、修正を行い取りまとめた。
- 他方で、②の見直しを行ったことにより、累積価格閾値制度が発動したエリアで補正インバランス料金の上限価格が100円に引き下がった場合、隣接エリアのエリアプライスとの価格逆転が起こり得る。
- このため、どのような対応が取り得るか検討を行った。

## 前回会合での整理

- 累積価格閾値制度
  - ・ 期間設定：対象日の直前7日間。
  - ・ 閾値設定：スポット市場価格（**エリアプライス**）200円/kWh以上の累積発生コマ数が30コマに到達。  
ただし、**沖縄エリアについては、指標をインバランス料金**とする。
  - ・ 閾値を超えた場合の上限価格：閾値に到達した翌日から補正インバランス料金の上限価格を**100円/kWh**とする。
  - ・ 解除要件：対象日の直前7日間の**100円**以上の累積発生コマ数がゼロになった時点。

# (参考) スポット市場の約定ロジックについて

## 複数エリアの約定ロジック

- 市場が、AエリアとBエリアの2エリアのみと仮定した場合、これらエリアにおけるスポット市場の約定ロジックは、各エリアの設定を

Aエリア：需給ひっ迫が発生。**エリアプライスが上昇し、限界費用の高い電源等が供出される状況。**

Bエリア：需給は安定。**エリアプライスは低位安定し、限界費用の安い電源等が供出される状況。**

とした場合、AエリアとBエリアをつなぐ**地域間連系線の潮流は、相対的に安い売り札が存在するBエリアから、高い売り札が存在するAエリアに流れる。**連系線の運用容量が一杯になる（分断する）前に、**AエリアとBエリアの需要（買い）と供給（売り）が均衡した場合、AエリアとBエリアが一つのエリアとして需給曲線が引かれ、同一のエリアプライスが形成される。**

- 他方で、BエリアからAエリアへの潮流が途中で**連系線容量が一杯になり分断した場合、AエリアとBエリアで、それまでに流れた潮流も反映した需給曲線がそれぞれ引かれ、別々のエリアプライスが形成される。**

# 閾値設定をエリアプライスに変更したことによる影響①

## 想定される事態

- 閾値設定をシステムプライスからエリアプライスに見直した場合、次のような事態が生じる可能性がある。

### 【設定】

Aエリア：**極めて厳しい需給ひっ迫が発生し、エリアプライス200円以上のコマが一週間で30コマに到達し、補正インバランス料金の上限価格が100円に引き下げ。スポット市場ではAエリアの売り札は売り切れ状態。**

Bエリア：Aエリアのひっ迫の影響により、隣接する**Bエリアも需給ひっ迫状況**。ただし、その程度は**Aエリアほどではなく、補正インバランス料金の上限価格は300円。**

- 累積価格閾値制度が発動しない場合、AエリアとBエリアでは、Aエリアの方が相対的に需給が厳しいため、市場供出される電源等の価格もAエリアの方が高い状況。このため、**スポット市場での潮流は、BエリアからAエリア方向に流れ、Aエリアの小売事業者はBエリアから電気を調達できる状況**にある。
- 一方で、累積価格閾値制度がAエリアで発動した場合、Aエリアの補正インバランス料金の上限価格が100円に引き下げられることから、**経済合理的な小売事業者であれば、Aエリアのスポット市場の買い入札価格は100円以下となり、Aエリア単独でのエリアプライスは100円以下**となると考えられる。
- このような状況において、Bエリアのエリアプライスが100円を超える水準にあった場合、**Aエリアの方が相対的に需給が厳しいにも関わらず、スポット市場での潮流は、AエリアからBエリア方向に流れる**という問題が生じうる。

# 閾値設定をエリアプライスに変更したことによる影響②

## 対応策の検討

- 想定ケースの場合、実需給断面では、広域需給調整によりBエリアからAエリアに電気が流れるものと想定される※が、本来的にはスポット市場の潮流において、相対的に需給の厳しいエリアに電気が流入する方向（B→A方向）に流れることが、需給安定上の観点や、小売事業者の供給力確保の観点からも望ましい。
- このため、AエリアとBエリアのスポット市場価格の逆転現象を抑制するためには、あらかじめ分断確率の高い連系線を特定し、**累積価格閾値制度を適用する広域ブロックの範囲（例えば、北海道、東日本、西日本、九州）を事前に設定した上で、Aエリアで累積価格閾値制度が発生した場合には、Aエリアを含む広域ブロックのエリア全体で補正インバランス料金の上限価格を100円に引き下げる**といった案も考えられる。
- しかし、**例外的に発生する極めて厳しい需給ひっ迫においては、確率を考慮した広域ブロックの設定通りの分断状況と**ならないことも大いに考えられることに加え、**広域ブロックの設定の見直しのたびに運用変更やシステム改修が発生する**という課題もある。**想定ケースのような事象が発生するのは極めて稀頻度と考えられることも踏まえれば、このために多くのコストをかけて上記対応策を措置するのは過剰な手当であると考えられるのではないか。**
- したがって、累積価格閾値制度の閾値をシステムプライスからエリアプライスに変更することにより、このようなデメリットが生じる可能性があるということも理解の上、本件については**特段の措置はしないこと**としてはどうか。
- なお、実際に累積価格閾値制度が発動した場合には、事後検証を実施する。

※ B→A方向の連系線が分断した場合は、マージンを活用したエリア間補正融通が行われるものと考えられる。

1. 累積価格閾値制度について
- 2. 中間取りまとめの改定案について**

# 2024年9月以降に整理した内容の中間取りまとめへの反映

## 中間取りまとめへの反映

- インバランス料金制度のC値・D値等の見直しについては、2024年9月の第1回会合以降、これまで7回の議論を実施してきたところ。
- これまでに整理した内容のうち、以下の事項について資料4-2のとおり、中間取りまとめに追加で反映することとしたいがどうか。

### 2024年9月以降に整理した事項

項目	内容
補正インバランス料金C値	2026年度から当面の間、300円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）
補正インバランス料金D値	2026年度から当面の間、50円/kWhに見直すこととし、インバランスの発生やインバランス料金の状況等を監視し、必要に応じて更に見直す。（沖縄エリアも同様）
長期間上限価格が継続した場合の措置	一定期間に閾値を超える価格が一定コマ数以上発生した場合に、 <b>一時的に補正インバランス料金の上限価格を引き下げる累積価格閾値制度</b> を措置する。
補正料金算定インデックス	現状の広域予備率による運用を継続し、追加供給力対策コストは、調整力の限界的なkWh価格で反映する方向で検討を進めていく。
時間前市場の情報公表の拡充	<b>エリアを分割した情報公表を行う方向</b> で検討を進め、時期については、次回JEPXのシステム更新を行う予定である <b>2026年4月からの実施を目指して、JEPX等における検討を進めていく。</b>

# 今後のスケジュールについて

## 今後の進め方

- 今回、事務局から提示した中間取りまとめの改定案については、今後、パブリックコメントを実施予定。
- パブリックコメントで寄せられた意見の内容を精査し、中間取りまとめの改定案への反映を検討する。
- パブリックコメント後の中間取りまとめについては、電力・ガス取引監視等委員会に報告し、2026年4月からの運用開始に向けた託送料金等算定規則の改定等の所要の規則変更に係る建議を資源エネルギー庁に対し行う。
- また、今回の制度見直しに係るシステム改修等については、送配電網協議会、一般送配電事業者等の関係者と連携し、進めていく。

## 今後のスケジュール（予定）

2025年5月	パブリックコメントの実施（約1か月）
6月	第10回制度設計・監視専門会合にてパブリックコメントの結果を報告
7月	電力・ガス取引監視等委員会にて中間取りまとめの報告、資源エネルギー庁への建議
2026年4月	制度運用開始